さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 **3** 月**31**日

さいたま市長　清水勇人

さいたま市規則第６０号

さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和８年さいたま市規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

第１６条を加える改正を次のように改める。

（その他の交通費の細則） 第１６条　条例第１２条第１項に規定する規則で定める移動は、次に掲げる移動とする。 ⑴　公用車（自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具のうち、市の所有に属するもの及び市が賃貸借契約により賃借するものをいう。以下同じ。）による移動 ⑵　出発地から目的地までを徒歩により移動するものとした場合の距離が片道１．５キロメートル以上であり、かつ、鉄道、船舶及び航空機以外を利用して移動する距離が１キロメートル以上である移動（前号に掲げるものを除く。） ２　条例第１２条第１項第３号に規定する規則で定めるものは、次に掲げる費用とする。 ⑴　道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（レンタカー型カーシェアリング（会員制により特定の借受人に対して業として貸し渡す自家用自動車をいう。）を除く。）（外国におけるこれに相当するものを含む。以下この号において「レンタカー等」という。）の賃料、レンタカー等の使用に係る燃料費及びレンタカー等により通行する有料道路の通行料金その他これらに類するもの ⑵　公用車により通行する有料道路の通行料金その他これに類するもの ⑶　前２号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める方法による移動に直接要する費用 ３　条例第１２条第２項に規定する規則で定める額は、３７円とする。	

第１９条を加える改正を次のように改める。

（転居費の算定方法等） 第１９条　条例第１６条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とし、旅行命令権者が次の	

各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。ただし、外国旅行においては、別表第４に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。 ⑴　運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 ⑵　旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法 ⑶　旅行者が宅配便又はレンタカー等、公用車若しくは条例第１２条第２項の規定に準じて登録を受けた自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（第１項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第１号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。 ２　前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。 ３　職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前２項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。